

リスク管理への取り組み

リスク管理の基本的考え方

金融・経済の自由化、グローバル化、ならびにIT技術の進展等により金融機関のビジネスチャンスが拡大していく一方で、金融業務に付随するリスクはますます多様化、複雑化してきています。このような環境のなか、金融持株会社経営においては、従来にもましてリスク管理、すなわちリスクの把握とそのコントロールが重要になってきています。

当社は、グループ全体のリスク管理を行うに際しての基本的事項を「リスク管理規程」として制定しています。この中で、リスク管理の基本的な考え方として、(1)当社がグループ全体として管理すべきリスクの種類を特定したうえで、「グループ全体のリスク管理の基本方針」を策定する、(2)当社は、グループ各社が当社の定める「リスク管理の基本方針」に則し、適切なリスク管理態勢の整備を図るよう必要な指導を行う、(3)当社は、グループ各社が適切にリスク管理を実施しているかをモニタリングする、と定めています。

管理すべきリスクの種類とリスク管理体制

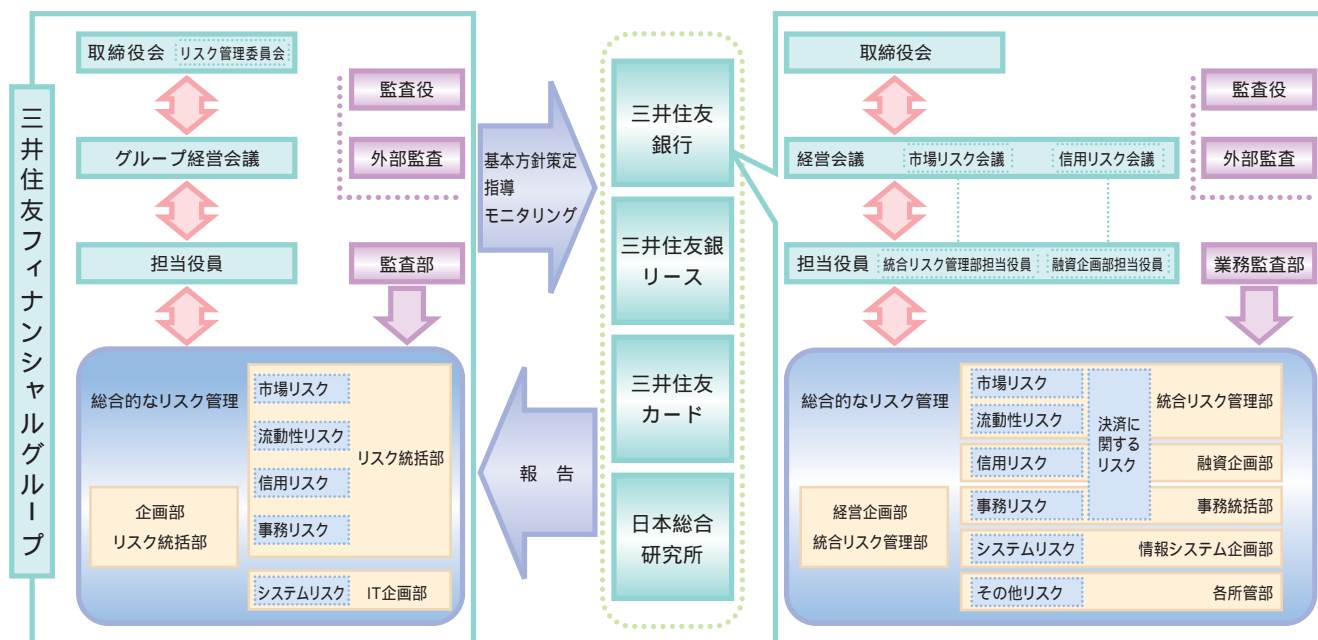
当社は、グループ全体として管理すべきリスクの種類を(1)信用リスク、(2)市場リスク、(3)流動性リスク、(4)事務リスク、(5)システムリスクと分類し、さらにグループ各社が各々の業務状況等に応じ、管理すべきリス

クの種類を特定するよう必要な指導を行います。また、管理すべきリスクの種類は随時見直し、環境変化に応じて新たに発生したリスクを管理すべきリスクとして追加することとしています。これらのリスクを総合的に管理する観点から、グループ全体のリスク管理を統括する機能を有した「リスク統括部」を設置し、企画部とともに網羅的、体系的に管理しています。

さらに、リスク管理の重要性に鑑み、経営陣が「グループ全体のリスク管理の基本方針」の決定に積極的に関与する体制としています。具体的には、リスク管理の基本方針は、グループ経営会議で決裁のうえ、取締役会内に設置されている「リスク管理委員会」の審議を経て、取締役会の承認を得るというプロセスをたどり、グループ経営会議、担当役員、リスク管理担当部署等は、こうして承認された基本方針に基づいてリスク管理を行います。

一方、傘下のグループ各社では、「グループ全体のリスク管理の基本方針」を踏まえて、リスク管理体制を構築しています。例えば、三井住友銀行では、上記(1)～(5)のリスクおよび決済に関するリスクについて、特にリスク管理担当部署を定め、リスクカテゴリーごとにその特性に応じた管理を実施するとともに、これらのリスクを総合的に管理する観点から、各業務部門から独立した「統合リスク管理部」を設置し、経営企画部とともに、各リスクを網羅的、体系的に管理することとしています。

■三井住友フィナンシャルグループのリスク管理体制



また、基本方針の決定には経営陣が積極的に関与する体制としており、特に市場リスク・流動性リスクおよび信用リスクに関しては、経営会議において、経営会議役員と関連部長から構成される「市場リスク会議」、「信用リスク会議」を開催し、リスク管理に関する業務執行上の意思決定体制の強化を図っています。

リスク管理の方法

当社は、「グループ全体のリスク管理の基本方針」において、「連結ベースで管理する」、「計量化に基づく管理を行う」、「業務戦略との整合性を確保する」、「牽制体制を整備する」、「緊急時や重大な事態に備えた対応を行う」、「態勢の検証を行う」といった「リスク管理の基本原則」や「リスク管理のプロセス」を定めるとともに、グループ会社のリスク管理を適切に実施するための具体的な「運営方針」を定めています。

グループ各社においては、「グループ全体のリスク管理の基本方針」に基づき、定期的かつ必要に応じて随時、各リスクカテゴリーの管理の基本方針を見直し、適時、適切な方針にのっとり管理をしています。当社は、これをモニタリングし、必要に応じ適切に指導を行っています。

また、総合的な観点から、リスクとリターンのバランスをとった管理を実現し、かつ十分な健全性を確保するため

に、経営管理制度の一環として「リスク資本による管理」を実施しています。これは、信用・市場・事務・システムの各リスクについて、グループ各社の業務特性に応じ、適切かつ効果的な方法で当社の経営体力（自己資本）の範囲で資本配分を行うものです。

例えば、三井住友銀行には、信用、市場、事務・システム等の各リスクにリスク資本を配分するほか、信用、市場リスクにおいては、期中にとりうるリスク資本の最大値を「リスク資本極度」として定め、リスク管理を行っています。また、流動性リスクについては、資金ギャップおよび資金繰り計画の枠組みで管理しており、その他のリスクカテゴリーにおいてもそれぞれの特性に応じた管理を行っています。

信用リスク

信用リスクとは、「与信先の財務状況の悪化等のクレジットイベント（信用事由）に起因して、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし滅失し、損失を被るリスク」をいいます。

海外向け与信については、信用リスクに隣接するリスクとして、与信先の属する国の外貨事情や政治・経済情勢等の変化により損失を被るカントリーリスクがあります。

当社では、グループ各社がその業務特性に応じた信用リスクを統合的に管理すること、個別与信ならびに与信ポートフォリオ全体の信用リスクを定量的および経常的に管理・把握すること等の基本原則を定め、グループ全体の信用リスクの把握・管理を適切に行うとともに、管理体制の高度化を推進しています。

信用リスクは、当社が保有する最大のリスクであり、信用リスクの管理が不十分であると、リスクの顕在化に伴う多額の損失により当社の経営に甚大な影響を及ぼしかねません。

信用リスク管理の目的は、このような事態を回避すべく、信用リスクを自己資本対比許容可能な範囲内にコントロールし、当社グループ全体の資産の健全性を維持するとともに、リスクに見合った適正な収益を確保することによって、資本効率や資産効率の高い与信ポートフォリオを構築することにあります。三井住友銀行では、以下のように信用リスク管理を実施しています。

1. クレジットポリシー

三井住友銀行では、経営理念、行動規範を踏まえ与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「クレジットポリシー」を制定しています。

■三井住友銀行のリスク管理の枠組みとリスクカテゴリーの関係

枠組み	カテゴリー
リスク資本による管理	信用リスク
	市場リスク - バンキング・トレーディングリスク - 政策投資株式リスク - その他 市場関連リスク
	事務・システムリスク
	流動性リスク
資金ギャップ/資金繰り計画	
	その他リスク (決済に関するリスク・法務リスク等)

広く役職員にこのクレジットポリシーの理解と遵守を促し、行内で徹底を図るとともに、今後改正が予定されている BIS 自己資本比率規制等を踏まえたグローバルスタンダードの信用リスク管理を追求し、より付加価値の高い金融仲介サービスの提供により、株主価値の拡大や社会的貢献を果たしていくことを目指します。

2. 信用リスク評価・信用リスク計量化

個別与信あるいは与信ポートフォリオ全体の信用リスクを適切に管理するため、すべての与信に信用リスクが存在することを認識し、行内格付制度により与信先あるいは案件ごとの信用リスクの程度を適切に評価するとともに、信用リスクの計量化を行い、信用リスクを定量的に把握・管理しています。

(1) 行内格付制度

行内格付制度は、与信先の債務履行の確実性を示す指標である「債務者格付」と、債務者格付をもとに案件ごとの保証、与信期間、担保等の取引条件を勘案した、与信の回収

の確実性を示す指標である「案件格付」により構成されます。また、海外については、各国の政治経済情勢、国際収支・対外債務負担状況等の分析に基づき国別の信用力の程度を示す指標である「カントリーランク」が加味されます。

なお、自己査定については債務者格付の下位格付決定プロセスとして位置付けており、自己査定の債務者区分と格付体系の整合性を確保しています。

(2) 信用リスク計量化

信用リスクの計量化とは、与信先におけるデフォルトの可能性の程度に加え、特定の与信先・業種等へのリスク集中状況、不動産・有価証券等の担保価格の変動等が損失額に与える影響も勘案のうえ、与信ポートフォリオあるいは個別与信の信用リスクの程度を推量することをいいます。

具体的な手法としては、債務者ごと、与信案件ごとに過去のデータの蓄積（データベースの構築）を行い、格付推移確率、回収率等のパラメータを設定することによって、ポートフォリオ全体の予想損失額の確率分布（どれくらいの確率でどれくらいの損失があるのか）を求め、将来の損失可能性の程度を算出しています。

■三井住友銀行の行内格付体系

債 務 者 格 付			
格 付		定 義	自己査定 債務者区分
細区分			
1	a	債務履行の確実性は極めて高い水準にある。	正常先
	b		
	c		
2	a	債務履行の確実性は高い水準にある。	
	b		
	c		
3	a	債務履行の確実性は十分にある。	
	b		
	c		
4	A	債務履行の確実性は認められるが、将来景気動向、業界環境等が大きく変化した場合、その影響を受ける可能性がある。	
	B		
	C		
5	A	債務履行の確実性は当面問題ないが、先行き十分とは言えず、景気動向、業界環境が変化した場合、その影響を受ける可能性がある。	
	B		
	C		
6		債務履行は現在のところ問題ないが、業況、財務内容に不安な要素があり、将来債務履行に問題が発生する懸念がある。	
7	A	貸出条件、履行状況に問題、業況低調ないしは不安定、財務内容に問題等、今後の管理に注意を要する。 (うち要管理先)	要注意先 A
	B		要注意先 B
			要管理先
8		現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる。	破綻懸念先
9		法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不利な状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている。	実質破綻先
10		法的・形式的な経営破綻の事実が発生している。	破 綻 先

案 件 格 付		金融再生法 債権区分 (国内)
格 付	細区分	
S		正常債権
I	a	
	b	
	c	
II	a	
	b	
	c	
III	a	
	b	
	c	
IV	A	
	B	
	C	
V	A	
	B	
	C	
VI		
VII	A	要管理債権
	B	
VIII		危険債権
IX		破産更生債権 及びこれに 準ずる債権

また、1万回程度のシミュレーションによるポートフォリオのリスク分散効果や集中リスクの把握を行い、これらの信用リスク計量結果を業務計画の策定から個別与信のリスク評価の基準まで幅広く業務の運営に活用しています。

3. 個別与信管理の枠組み

(1) 融資審査

融資にあたっては、まず、お取引先の借入返済能力や成長性を見極めるため、キャッシュフロー分析などの財務分析をはじめ、業界の動向、技術開発力や商品等の競争優位性、経営管理能力など、定量と定性の両面から総合的にお取引先の評価を行ったうえで、貸出案件ごとの資金使途、返済計画、担保条件などの妥当性を検証することにより、的確かつ厳正な与信判断に努めています。

また、従来からの融資慣行の見直しに取り組むなかで、審査プロセスの改革を進め、お客さまにとって、資金使途などに応じた貸出の条件や審査の判断基準がより分かりやすく透明性の高いものとなるように努めるとともに、融資条件が明確になるよう融資契約書の改定を進めています。

一方で、ビジネスサポートプラザでは中小企業専用の信用リスク評価モデルを活用し、融資審査プロセスを効率化した「ビジネスセレクトローン」を推進するなど、中小企業を中心にお客さまの資金ニーズに積極的かつ迅速に対応していく体制の整備に努めています。

(2) 債務者モニタリング

融資案件の審査に加えて、「債務者モニタリング制度」に基づき定期的に与信先の実態把握を行い格付・自己査定・

与信方針等を見直すことで、与信実行後の問題発生兆候をいち早くとらえ、早期の適切な対応に努めています。具体的には、与信先から新しい決算書を入手した段階で定期的に行う「決算モニタリング」と、信用状況・与信状況の変動等に応じて都度行う「経常モニタリング」を下図のプロセスにて実施しています。

4. 与信ポートフォリオ管理の枠組み

個別与信の管理に加え、与信ポートフォリオとしての健全性と収益性の中長期的な維持・改善を図るため、以下を基本方針とした管理を行っています。

(1) 自己資本の範囲内での適切なリスクコントロール

自己資本対比許容可能な範囲内でリスクテイクするために、内部管理上の信用リスク資本の限度枠を設定したうえで、定期的にその遵守状況をモニタリングし、適切なリスクコントロールに努めています。

(2) 集中リスクの抑制

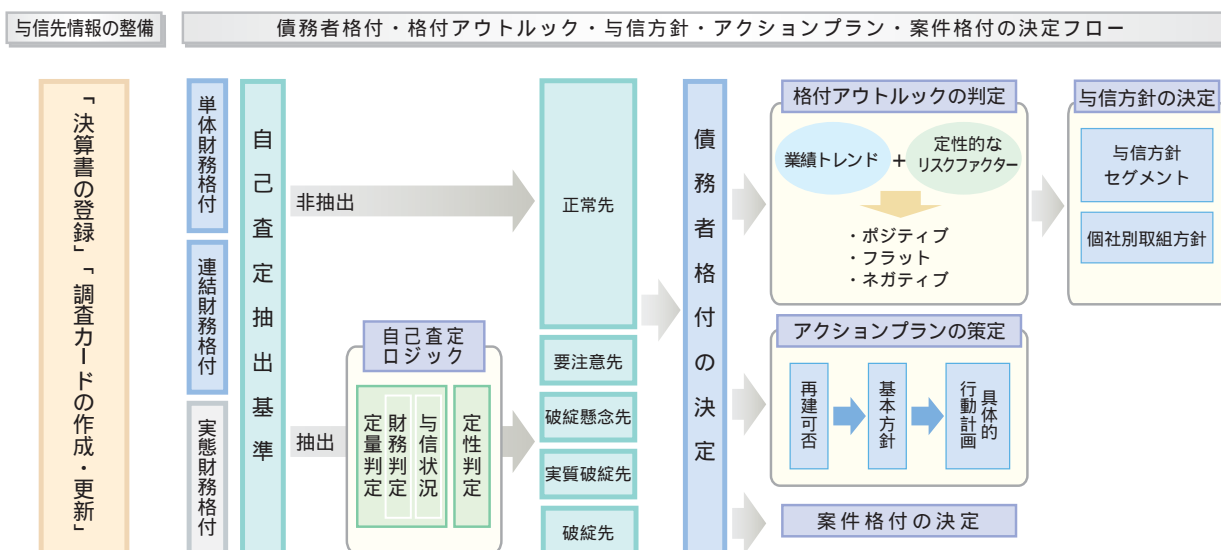
与信集中リスクは、顕在化した場合に銀行の自己資本を大きく毀損させる可能性があることから、過度にリスクが集中している業種向けの与信抑制、大口与信先・グループに対する与信上限ガイドラインの設定や重点的なローンレビューの実施等を行っています。

また、国別の信用力の評価に基づき、国別の与信枠を設定しカントリーリスクの管理を実施しています。

(3) リスクテイクとリスクに見合ったリターンの確保

信用リスク管理手法の高度化を背景にリスクテイク型貸金に積極的に取り組む一方で、信用リスクに見合った適正

■ 三井住友銀行の債務者モニタリング制度



なリターンを確保することを与信業務の大原則とし、平成14年度より標準金利体系に基づく適正な貸出利鞘への改善を進めています。このようなリスク/リターン管理の徹底を進め、信用コスト・資本コスト・経費控除後収益の改善に取り組んでいます。

(4) 問題債権の発生抑制・圧縮

問題債権あるいは今後問題が顕在化する懸念のある債権については、さらなる劣化による損失の発生・拡大の懸念が相対的に高いため、ローンレビュー等により対応方針・アクションプランを明確化したうえで、劣化防止・正常化支援、回収・保全強化策の実施等、早期対応に努めています。

(5) アクティブ・ポートフォリオマネジメントへの取り組み

与信先とのリレーションシップを基盤にした与信採り上げ時のコントロールに加え、クレジットデリバティブや貸出債権証券化等の市場を活用した取引手法により機動的なポートフォリオコントロールに積極的に取り組んでいます。

5. 信用リスク管理体制

信用リスク管理体制としては、コーポレートスタッフ部門の融資企画部が、クレジットポリシーの制定、行内格付

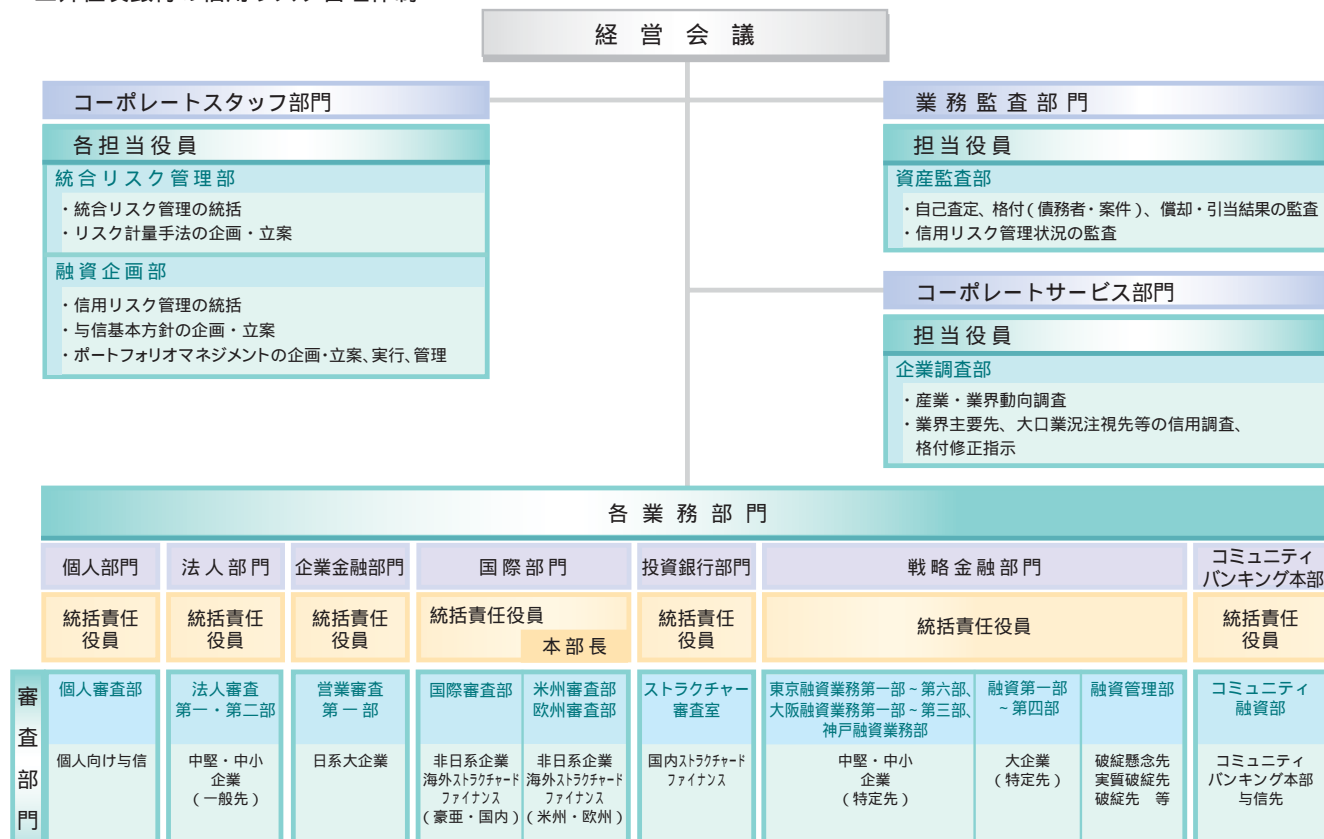
制度・信用リスク計量手法の企画立案、与信権限規定・稟議規定等の与信企画、不良債権管理・貸出債権の証券化を含めた与信ポートフォリオ管理等、信用リスクの管理・運営を統括しています。

コーポレートサービス部門の企業調査部は、産業・業界に関する調査や個別企業の調査等を通じ、主要与信先企業の実態把握、信用悪化懸念先の早期発見、成長企業の発掘等に努めています。

業務部門においては、部門内の各審査部が中心となって営業店とともに所管与信案件の審査、所管ポートフォリオの管理等を行っています。与信権限は、格付別の金額基準をベースとした体系とし、信用リスクの程度が大きい与信先・与信案件については審査部で重点的に審査・管理を行っています。なかでも、平成14年度に企業再生・不良債権処理の専門部隊を集約して設置した戦略金融部門は、特定の問題企業を集中的に所管して、事業再生の見極め、再生支援・オフバランス化の推進に努め、不良債権問題の早期終結に取り組んでいます。

また、各部門から独立した資産監査部が、資産内容の健全性や格付・自己査定 of 正確性、信用リスク管理状況等の

■ 三井住友銀行の信用リスク管理体制



監査を行い、取締役会・経営会議等に監査結果の報告を行っています。

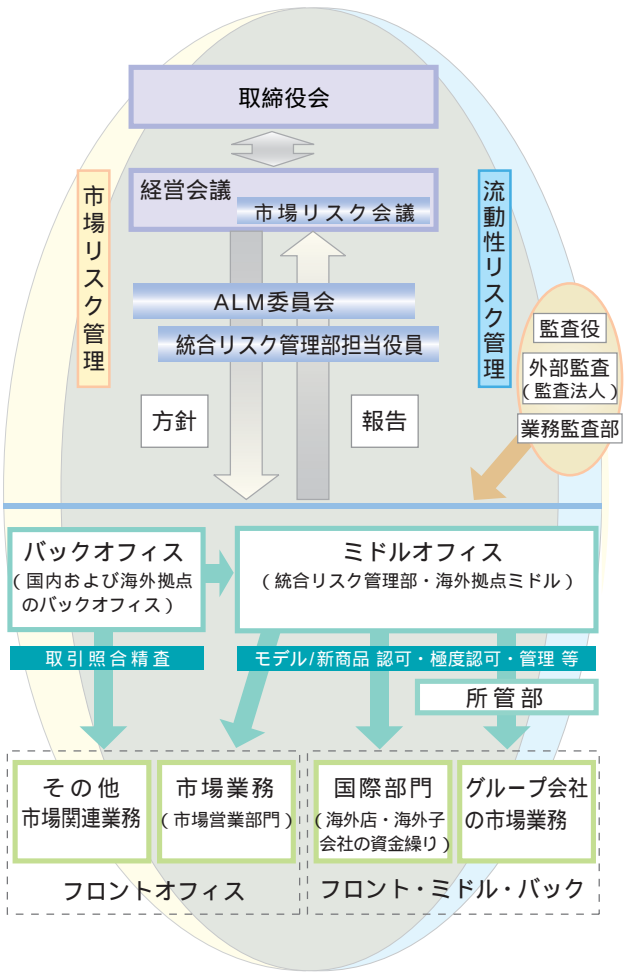
市場リスク・流動性リスク

市場リスク・流動性リスク管理の体制

市場リスクとは、「金利・為替・株式などの相場が変動することにより、金融商品の時価が変動し、損失を被るリスク」をいいます。

流動性リスクとは、「運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、決済に必要な資金調達に支障をきたしたり、通常より著しく高い金利での調達を余儀なくされるリスク」をいいます。

■三井住友銀行の市場リスク・流動性リスク管理体制



当社では、リスク許容量の上限を設定し管理すること、リスク管理プロセスに透明性を確保すること、フロント・ミドル・バックの組織的な分離を行い、実効性の高い相互牽制機能を確認すること等を基本原則とし、グループ全体の市場リスク・流動性リスク管理の一層の向上に取り組んでいます。

三井住友銀行では、当社が定める「グループ全体のリスク管理の基本方針」を踏まえ、市場リスク会議において決定される「市場リスク・流動性リスク管理の基本方針」に基づき、市場取引を行う業務部門から独立した統合リスク管理部が市場リスク・流動性リスクを一元管理する体制を構築しています。同部は、経営陣に対して、行内の電子メールによりリスク状況を日次で報告しています。また、万が一の事務ミスや不正取引による取引情報の操作を防ぐためには、取引を行う業務部門（フロントオフィス）への牽制体制の確立が重要です。同行では、業務部門に対するチェック機能が事務部門（バックオフィス）と管理部門（ミドルオフィス）の双方から働くように配慮しています。これらのリスク管理態勢については行内の独立した業務監査部門が定例的に内部監査を実施し検証しています。

市場リスク

市場リスクを統合して管理するために VaR（バリュー・アット・リスク）手法を用いています。VaR とは一定の確率の下で被る可能性のある予想最大損失額のことです。三井住友銀行の VaR モデルは過去 1 年間のデータに基づいた市場変動のシナリオを 1 万通り作成し、損益変動シミュレーションを行うことにより最大損失額を推定する方法（モンテカルロシミュレーション法）を採用しています。この方法は、オプションリスクを伴う商品のリスク測定に優れており、デリバティブ取引等を活発に取引するトレーディング業務の VaR 算出に極めて有効な手法です。

また、市場リスクを要因別に見ると、為替変動リスク、金利変動リスク、株価変動リスク、オプションリスクなどに分類できます。これらのリスクカテゴリーごとに BPV（ベシス・ポイント・バリュー：金利が 0.01 % 変化したときの時価損益変化）など、各商品のリスク管理に適した指標と統合的なリスク指標である VaR を併用してきめ細かなリスク管理を行っています。

三井住友銀行では、経営戦略に基づいて設定された市場リスク資本極度と整合的かつ保守的に VaR の総量枠（ガイドライン）を設定しています。また、VaR の値が市場

の急変などによりガイドラインを超過する恐れがある場合には、臨時 ALM 委員会を開催するなど、対応策を事前に協議する体制としています。さらに、市場営業部門以外が保有する政策投資株式などの市場リスク、主要子会社が保有する市場リスクについても統合リスク管理部で一元管理しており、定期的に VaR を算出し、取締役会や経営会議において経営陣に報告しています。

平成 15 年 3 月期（平成 14 年 4 月～平成 15 年 3 月）の VaR の状況は以下のとおりです。

■三井住友銀行の VaR の状況

（単位：億円）

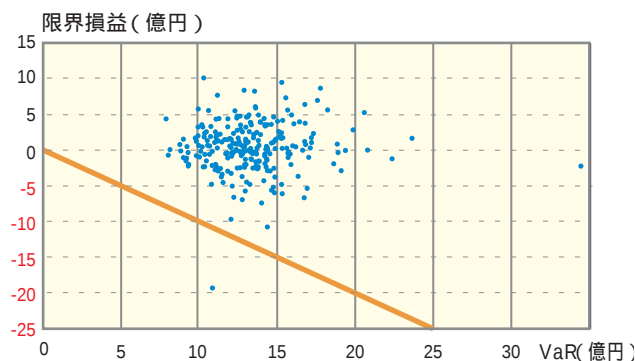
	最大	最小	平均	期末日
トレーディング	19	8	13	17
バンキング	484	297	395	364

（保有期間 1 日、片側信頼区間 99.0% の VaR、トレーディングは個別リスクを除き、主要連結子会社を含んでいます。）

市場はときに予想を超えた変動を起こすことがあります。このため、市場リスク管理においては、数年に一度起こるかどうかの事態を想定したシミュレーション（ストレステスト）も重要です。三井住友銀行では定期的にストレステストを行い、不測の事態に備えています。

三井住友銀行で採用している内部モデル（VaR モデル）については、定期的に監査法人の監査を受け、適正と評価されています。また、モデルから算出された VaR と損益との関係を検証するバックテストを実施しています。平成 14 年度の特定期間決定のバックテストの結果は下図のとおりです。グラフ上の斜めに走る線よりも点が下にある場合は、当日予測した VaR を上回る損失が発生したことを表しますが、その日数は 1 回であり、三井住友銀行の VaR モデル（片側信頼区間 99.0 %）が十分な精度を有していることが分かります。

■三井住友銀行のバックテストの状況（トレーディング）

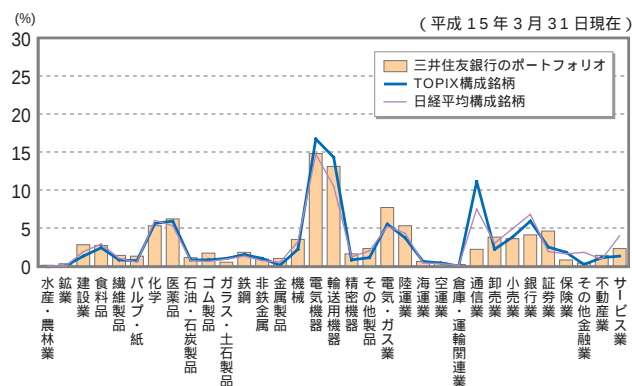


また、三井住友銀行では市場リスクを統合して管理する VaR に加え、円貨バンキング勘定において、マチュリティーラダー等を利用したギャップ分析、EaR（アーニングス・アット・リスク）等の計測を実施しています。EaR とは、金利などの外部環境が不利な方向に動いた場合に、ある一定期間において一定の確率で起こる期間損益（金利差益）ベースでの予想最大変動額を示すものです。施策立案や業務計画管理については期間損益ベースで行われており、三井住友銀行では VaR 管理を補完する観点から、新規に発生する預貸金などの取り組みを勘案したうえで、モンテカルロシミュレーションにより生成した 1,000 通りの金利シナリオを用いて EaR を計測し、期間損益ベースのリスク量の把握を行っています。

政策投資株式の保有については、株価変動が財務に大きく影響します。三井住友銀行では、この株価変動リスクへの対応力強化が経営上の重要課題であるとの認識から、政策投資株式を自己資本等の経営体力に応じた適正規模にするとともに、株価変動リスクの適切な管理・運営に取り組んでいます。

具体的には、政策投資株式リスクの許容量に上限を設定し、遵守状況を統合リスク管理部が管理しています。

■上場株式ポートフォリオ業種別構成比率



流動性リスク

三井住友銀行では流動性リスクについても重要なリスクの一つとして認識しており、「資金ギャップに対する極度・ガイドラインの設定」、「流動性補完体制」および「コンティンジェンシープランの策定」のリスク管理の枠組みで、短期の資金繰りにおいて市場性調達に過度に依存しないように適切な管理を行っています。

日々のリスク管理では、資金ギャップ極度・ガイドラインの管理を行うことで、流動性リスクが過度に累増することを回避しているほか、緊急時に備えて資金ギャップ極度・ガイドラインの圧縮などのアクションプランを取りまとめたコンティンジェンシープランを策定しています。また、万一の市場混乱時にも取引の遂行に支障をきたさないよう、米国債などの即時売却可能な資産の保有や緊急時借り入れ枠の設定等の調達手段を確保しており、外貨流動性の管理にも万全の体制を構築しています。

事務リスク

事務リスクとは、「役職員が正確な事務処理を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク」です。

当社では、「すべての業務に事務リスクが所在する」との認識に基づき、事務リスク管理体制を整備すること、自店検査制度を整備すること、コンティンジェンシープランを策定し、事務リスク発現による損失を最小限にすること、定量的な管理を行うこと等を基本原則とし、グループ全体の事務リスク管理の高度化を推進しています。

三井住友銀行では、当社が定めるグループ全体の「リスク管理の基本原則」にのっとり、「事務管理規程」において、事務にかかる基本的指針を、「事務運営および事務処理にかかるリスクとコストを把握し、これらを適切に管理すること」「事務品質を向上させ、お客さまに対して質の高いサービスを提供すること」と定め、行内体制を整備しています。また、事務管理にかかわる基本方針の策定、重要な見直しに際しては、経営会議および取締役会の承認を得ることとしています。

さらに、本規程にのっとり、事務リスク管理の基本的指針を「事務リスク管理規則」に定めています。本規則では、行内を「事務統括部署」「事務規程所管部署」「事務運営所管部署」「事務執行部署（主に営業部店）」「内部監査所管部署」「お客さまサービス部署」の6つの部署を設置し、事務リスクを適切に管理する体制をとっています。また、事務統括部署である事務統括部内に専担のグループを設置し、グループ会社も含めた管理強化に取り組んでいます。なお、三井住友銀行では、事務リスクをリスク資本による管理の対象とし、計量化モデルによる計量結果に基づきリスク資本の配分を行っています。

システムリスク

システムリスクとは、「コンピュータシステムの停止や誤作動、不正利用等により損失を被るリスク」です。

当社では、情報技術革新を踏まえ経営戦略の一環としてシステムをとらえること、セキュリティポリシーをはじめとした各種規程や具体的な管理基準を定めシステムリスクの極小化を図ること、またコンティンジェンシープランを策定し、発現したシステムリスクに対しても損失を最小限に抑えることを基本原則とし、システムリスク管理体制を整備し、グループ全体として適切なリスク管理を実施しています。

三井住友銀行では、具体的な管理運営方法として、金融庁「金融検査マニュアル」・(財)金融情報システムセンター(FISC)「安全対策基準」等を参考にリスク評価を実施し、リスク評価結果をもとに安全対策を強化しています。

銀行のコンピュータシステム障害によって引き起こされる社会的影響は大きく、また、最近のIT革新、ネットワークの拡充やパソコンの利用拡大等によりシステムを取り巻くリスクが多様化していること等を踏まえ、各種システム・インフラの二重化や東西コンピュータセンターによる災害対策システムの設置など、システムの安定稼働に万全を期しています。また、お客さまのプライバシー保護や情報漏洩防止のために、重要な情報の暗号化や外部からの不正アクセスを排除する対策を実施するなど万全を期しています。さらに、コンティンジェンシープランを作成し、必要に応じ訓練を実施するなど、万が一の緊急時に備えているほか、今後も、さまざまな技術の特性や利用形態に応じた万全な安全対策を講じていきます。

なお、三井住友銀行では、システムリスクをリスク資本による管理の対象とし、計量化モデルによる計量結果に基づきリスク資本の配分を行っています。

決済に関するリスク

決済に関するリスクとは、「決済が予定通りできなくなることにより損失を被るリスク」です。本リスクは、信用リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク等の複数のリスクにまたがることから横断的に管理する必要があります。

三井住友銀行では事務統括部が取りまとめの部署となり、信用リスク所管部である融資企画部、流動性リスク所管部である統合リスク管理部と共同でリスク管理態勢の整備を行っています。